

平成26年(ヨ)第31号 大飯原発3,4号機及び高浜原発3,4号機運転差止仮処分命令申立事件,平成27年(モ)第38号 保全異議申立事件

債権者 松田正 ほか8名

債務者 関西電力株式会社

第17準備書面

- 防災対策の明らかな不備 -

平成27年9月29日

福井地方裁判所 御中

債権者ら代理人弁護士 河合弘之

ほか

目次

| | | |
|----|--|----|
| 第1 | はじめに | 2 |
| 第2 | 防災対策の不備に関する主張 | 2 |
| 1 | 防災対策の重要性 | 2 |
| | (1) 仮に十分な安全対策がなされていても,なお防災対策は重要であり,その不備は原発の危険性を根拠づけること | 2 |
| | (2) 福島原発事故を超える事故さえ起こる危険性があり,防災対策の必要性は高いこと | 4 |
| 2 | 本件原発における防災対策の不備の概要 | 5 |
| 3 | 避難の困難に関する主張 | 6 |
| | (1) 本件原発周辺の住民の状況の確認 | 7 |
| | (2) 本件原発周辺住民の避難手段の不備 | 8 |
| | (3) 自家用車による避難の困難性 | 11 |
| | (4) 本項のまとめ | 17 |
| 4 | 避難弱者の避難に関する主張の補充 | 17 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 医療機関における「原子力災害時避難計画」の策定の不備 | 18 |
| (2) 避難弱者の避難の困難による被害の深刻さ | 19 |
| (3) 本項のまとめ | 21 |
| 第3 避難に代わる被ばく防止措置もとられていないこと | 21 |
| 第4 まとめ | 21 |

第1 はじめに

債務者は、本訴の控訴審（名古屋高裁金沢支部平成26年（ネ）第126号）準備書面(20)において、「本件発電所においては、炉心の著しい損傷や周辺環境への放射性物質の異常な放出が生じる蓋然性はない。したがって、かかる事態が生じることを前提とする『過酷事故対策』及び『防災対策』の内容の当否は、本件訴訟においては主たる争点にはならない。」と強弁する。

かかる債務者の主張は、本訴第一審において、本件原発の具体的危険性を指摘されて敗訴した当事者のものとは思えない厚顔な主張であるが、それをさておいても、債務者の上記主張が、多重防護に関する国際的な常識を無視した完全な誤りであることは明らかである。

そして、本件原発における防災対策の不備は、安全対策の不十分性として本件原発の危険性そのものに他ならず、一旦事故が発生した場合における放射能拡散による健康被害の拡大、生活破壊という人格権侵害を引き起こすものである。

以下、債権者は、本件原発の防災対策の不備及びそれによる被害の深刻さを主張する。

第2 防災対策の不備に関する主張

1 防災対策の重要性

(1) 仮に十分な安全対策がなされていても、なお防災対策は重要で

あり、その不備は原発の危険性を根拠づけること

多重防護の考え方において、防災対策は、多重にある防護層のうちの最後の層に位置づけられている。それ以前の層は、基本的に施設側の安全対策に関するものであり、本来これらの層の対策が万全になされていなければならない。しかし、これらの対策を講じてもお防ぐことができない万が一の危険が生じることは否定できず、その場合に備えて、最終手段として、防災対策によって放射線被ばくからの現実的危険を緩和することがどうしても必要となるのである。

つまり、防災対策は、多重防護の最後の砦と位置付けられているのである。

このことは、田中俊一原子力規制委員会委員長も、「地域防災計画は新基準と併せて原発の安全確保の車の両輪」と常々述べ（甲282「平成25年2月13日原子力規制委員会記者会見録」1頁）、認めているところである。

また、鹿児島地裁平成27年4月22日決定（川内原発稼働等差止仮処分申立事件）すら、「極めて小さな可能性であっても、重大事故発生の危険性を全く排除できない以上、本件原子炉施設において重大事故が発生した場合に、周辺住民が適切に避難できる避難計画が策定されるべきあることはいうまでもなく、そうした適切な避難計画が策定されていないまま本件原子炉施設を稼働させる場合には、周辺住民の人格権の侵害又はそのおそれ存すると解する余地がある。」と指摘している（もっとも、同決定は、国や地方公共団体が策定した避難計画を安易に追認している点に大きな問題がある。しかし、同決定は、国、地方公共団体が策定した避難計画を追認しつつも「本件避難計画等については、新たに得られた知見、住民の実態、防災訓練の結果等を踏まえ、更なる改善、充実に向けて不断の見直しが求められるべきものであり、そうした不断の努力を

怠れば、避難計画等の内容が住民実態とかい離したり、緊急時対応に対する担当者や住民の意識低下を招くなどし、実際に重大事故が発生した場合に避難計画等に沿った具体的行動が採れない事態に陥ってしまいかねないのであって、債務者においては、国、地方公共団体との連携の下でこれらの不断の努力を継続すべきであることはいうまでもない。」とも指摘しており、川内原発の避難計画の実効性につき、一定の留保を付しているものである。)

(2) 福島原発事故を超える事故さえ起こる危険性があり、防災対策の必要性は高いこと

債務者は、原決定が指摘した安全対策は不必要と未だに主張しているが、福島原発事故を超える事故が発生するおそれすらある。例えば、福島原発事故では、メルトダウンが起きたにもかかわらず、幸いにして、高温の溶融物が水に反応して起きる水蒸気爆発は起きなかった。大規模な水蒸気爆発が起きれば、格納容器も吹き飛び、今の5倍、10倍の放射性物質が放出されるおそれがあった。このような事態が起きれば、周辺住民に大変な被害をもたらすだけでなく、大量の放射性物質が東北各県や首都圏も汚染し、破滅的な状況に陥っていた。これまで提出した書面で述べたとおり、そのような事態が起こらなかったのは、偶然がいくつも重なった結果にすぎない。

原子力委員会の近藤駿介委員長（当時）が、菅元首相の要請を受け、平成23年3月25日に提出した、「福島第一原発の不測事態シナリオの素描」（甲31）という文書によると、水素爆発の発生に続き、4号機の使用済み核燃料プールにおける使用済み核燃料破損に続くコアコンクリート相互作用が発生し、続いて、1号機、2号機及び3号機の使用済み核燃料プールでも同様の事態が発生した場合、チェルノブイリ原発事故における移転義務ゾーンが170km以遠にも生じる可能性や、移転権利ゾーンが首都圏を含む250km以遠にも発

生することになる可能性がある」と想定していた。

これまで述べたとおり本件原発でも過酷事故が起きる可能性があるところ、その規模は、福島原発事故と同規模の事故やこれを超える最悪の事故となる可能性がある。

本件原発が立地している福井県は、停止中の「もんじゅ」及び恒久停止した「ふげん」を含め15基もの原発を抱える原発密集地である。これらの原発は、運転中でなくとも大量の使用済み核燃料を保管しており（しかも、その大半を管理する債務者は、未だに「堅固な容器で覆う必要はない」と主張し続けている）、本件原発で過酷事故が起きた場合、被害が拡大するおそれがある。

2 本件原発における防災対策の不備の概要

本件原発における防災対策の不備、及びそれにより引き起こされる被害として、以下の点が代表的なものとして挙げられる。

(1) 健康被害に直結するものとして、

ア 避難の困難（複数回の避難、高線量地域への避難等）の発生により原告を含む付近住民が高線量の放射線を浴び続ける危険性の高いこと

イ 病院患者、介護老人・障害者等の避難に伴う困難

(2) 生活破壊に直結するものとして、

ウ 住民に対する原発事故に関する正確な情報伝達の欠如及び遅延に起因する生活破壊

エ 長期間の屋内避難指示による生活破壊

上記のうち、特に「(1)健康被害に直結するもの」は、債権者を含む付近住民にとって看過しがたいものである。そこで、債権者は、以下のとおり、防災対策の不備の主張するものである。

3 避難の困難に関する主張

原発事故における避難とは、放射線による住民の被ばくを避けることが目的である。原発事故の際、原発から放射性物質が放出される前に避難が完了することが望ましいが、もし放出されてしまった場合には、被ばくを最小限にするように防護対策を講じなければならない。いずれにしても、数時間という単位での迅速な対応が求められる。

そして、避難とは、個人避難者や集合避難のバスなどの大量の自動車が一斉に動く事態を意味する。本件原発が事故を起こした際の避難の困難性につき、次のものが挙げられる。

- ① 福島原発事故を受けて、原子力規制委員会は「原子力災害対策指針」を改訂し、「重点的に防災対策を進める地域」を福島事故以前の10キロメートル圏内から30キロメートル圏内に拡大したが、仮に、初期の段階で広範囲の避難指示を出したならば、避難路が限られている状況下では、渋滞等の発生により、最も避難しなければならない原発の近隣住民の避難が遅れるという問題の発生が予想されること。
- ② 本件原発の30キロメートル圏内の人口は、福島第一原発の30キロメートル圏内の人口に匹敵するにもかかわらず、本件原発が所在する福井県嶺南地方は福島第一原発周辺に比して避難路が乏しいこと。
- ③ 上記①及び②に加え、避難路がいわゆる原発銀座沿いを通っていることから、住民は、避難計画により示された避難路を忌避することが予想され、結果、避難計画どおりの避難が困難となること。

ところで、福井県は、平成26年3月に広域避難計画を策定し(甲283)、おおい町は、平成26年11月に「原子力災害時にお

ける住民避難計画（案）」を策定している（甲284）。しかし、それら避難計画の策定によっても、本件原発周辺住民避難の困難性はなんら変わらない。

以下、詳述する。

（1）本件原発周辺の住民の状況の確認

大飯原発周辺の住民の状況は、以下の表のとおりである。

（表1：甲285の147頁参照）

| | 対象人口 | 15歳未満人口 | 高齢者単身世帯数 | 推定妊婦数 | 幼稚園・保育園在園者数 | 小中学校児童生徒数 | 介護老人福祉施設数 |
|---------------------------------|--------|---------|----------|-------|-------------|-----------|-----------|
| PAZ ¹ （5キロメートル圏内） | | | | | | | |
| おおい町 | 939 | 140 | 26 | 8 | 34 | 85 | 1 |
| 小浜市 | 97 | 14 | 2 | 0 | 2 | 8 | 1 |
| UPZ ² （5～30キロメートル圏内） | | | | | | | |
| おおい町 | 8245 | 1,233 | 233 | 70 | 305 | 746 | 3 |
| 小浜市 | 32,093 | 4,688 | 982 | 267 | 963 | 2,817 | 5 |
| 高浜町 | 11,589 | 1,887 | 286 | 97 | 391 | 1,096 | 3 |
| 美浜町 | 7,945 | 1,014 | 241 | 59 | 196 | 587 | 3 |
| 若狭町 | 16,720 | 2,549 | 329 | 129 | 523 | 1,472 | 3 |
| 高島市 | 1,017 | 144 | 25 | 6 | 29 | 85 | 3 |
| 舞鶴市 | 57,548 | 8,378 | 2,272 | 511 | 1,814 | 4,965 | 6 |
| 綾部市 | 1,361 | 177 | 60 | 9 | 34 | 108 | 3 |
| 南丹市 | 2,056 | 254 | 58 | 11 | 48 | 156 | 3 |

また、高浜原発周辺の住民の状況は、以下の表のとおりである。

（表2：甲285の148頁参照）

| | 対象人口 | 15歳未満人口 | 高齢者単身世帯数 | 推定妊婦数 | 幼稚園・ | 小中学校 | 介護老人 |
|--|------|---------|----------|-------|------|------|------|
| | | | | | | | |

¹ 「PAZ」とは、予防的防護措置を準備する区域であり、緊急事態の際に、原発の至近距離ではシミュレーションや放射線量の測定（モニタリング）等によって対応を検討しているような時間的余裕はないとの前提から、原発や周辺の状況が一定の条件に該当したら、放射性物質の環境への放出前でも防護措置を準備する区域をいう。

² 「UPZ」とは、緊急時防護措置を準備する区域であり、上記の「PAZ」よりも外側で被ばくによるリスクを最小限に抑えるため、シミュレーションやモニタリングの結果によって防護措置を準備する区域をいう。

| | 対象人口 | 15歳未満人口 | 高齢者単身世帯数 | 推定妊婦数 | 幼稚園・保育園在園者数 | 小中学校児童生徒数 | 介護老人福祉施設数 |
|---------------------------------|--------|---------|----------|-------|-------------|-----------|-----------|
| PAZ ³ （5キロメートル圏内） | | | | | | | |
| 高浜町 | 4,277 | 696 | 105 | 36 | 144 | 404 | 1 |
| （舞鶴市については誤記のため省略） ¹ | | | | | | | |
| UPZ ⁴ （5～30キロメートル圏内） | | | | | | | |
| 高浜町 | 7,312 | 1,190 | 181 | 61 | 247 | 691 | 3 |
| おおい町 | 9,184 | 1,374 | 260 | 78 | 340 | 832 | 3 |
| 小浜市 | 32,180 | 4,701 | 984 | 267 | 965 | 2,824 | 5 |
| 若狭町 | 885 | 134 | 17 | 6 | 27 | 77 | 3 |
| 舞鶴市 | 91,510 | 13,323 | 3,614 | 814 | 2,885 | 7,895 | 6 |
| 綾部市 | 8,265 | 1,076 | 367 | 59 | 211 | 656 | 3 |
| 南丹市 | 4,411 | 545 | 125 | 24 | 104 | 336 | 3 |
| 京丹波町 | 1,082 | 137 | 44 | 4 | 22 | 85 | 3 |
| 福知山市 | 100 | 14 | 3 | 0 | 3 | 8 | 3 |

（２） 本件原発周辺住民の避難手段の不備

ア 自家用車が避難の主な手段となること

福井県広域避難計画（甲283）によると、UPZ圏内の住民の避難における輸送手段につき、次のとおり定めている。

- ① 自家用車による避難が可能な住民は、自家用車による避難を行う。
- ② 自家用車による避難をしない住民は、市町が定める場所から県または市町が確保した避難用のバスもしくは応急出動した

³ 「PAZ」とは、予防的防護措置を準備する区域であり、緊急事態の際に、原発の至近距離ではシミュレーションや放射線量の測定（モニタリング）等によって対応を検討しているような時間的余裕はないとの前提から、原発や周辺の状況が一定の条件に該当したら、放射性物質の環境への放出前でも防護措置を準備する区域をいう。

⁴ 「UPZ」とは、緊急時防護措置を準備する区域であり、上記の「PAZ」よりも外側で被ばくによるリスクを最小限に抑えるため、シミュレーションやモニタリングの結果によって防護措置を準備する区域をいう。

自衛隊車両による避難を行う。

- ③ 上記①及び②による避難ができない場合において、県が自衛隊、海上保安庁等に要請し、応急出動した船舶またはヘリコプターにより避難を行う住民は、港湾または漁港もしくはヘリポートから船舶、ヘリコプターで、避難先近辺の港湾またはヘリポートまで移動する。その後、県または市町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難する。これらの輸送手段の他、鉄道（新幹線・在来線）、船舶等利用可能なあらゆる輸送手段を使用する。

上記のうち、③にいう「鉄道（新幹線・在来線）、船舶等利用可能なあらゆる輸送手段」として、敦賀駅～東舞鶴駅間を走るJR小浜線を利用することが考えられる。しかし、同線は1時間に1往復のみのローカル線であること（緊急時においてもダイヤどおりの運転しか行えない。むしろ、福島原発事故の経験に鑑みれば、緊急時にはダイヤ通りの運転が困難になるであろう）や、夜間には運転していないこと、地震時には線路が土砂崩れ、線路の歪み等により使用不能になりやすいことを考慮すると、結局のところ、避難手段は自家用車を主とした自動車による道路移動とならざるを得ない。

イ 避難のために使用できるバスは限られていること

- (ア) そして、ア②のとおり、自家用車を利用できない住民、特に災害時要援護者はバス等を利用したグループ避難の必要がある。大飯原発の30キロメートル圏内の人口は13万9662人、高浜原発の30キロメートル圏内の人口は18万322人であるが、利用可能とされているバスの台数は大飯原発につき936台、高浜原発につき842台である（甲285の68頁参照。）。この、登録されている「バス」

とは、法令上の「乗車定員 11 名以上の自動車」をいうため、1 回あたりの乗車人数に制約がある場合もあり、また、各々の集合場所の状況によっては、定員に達していなくとも運行せざるをえない場合もある。

(イ) そして、バスを利用して避難することとなる住民は、自家用車を利用できない住民や災害時要援護者であるが、その人数が本件原発 30 キロメートル圏内にどの程度いるのかは流動的である。すなわち、単に自家用車の所有の有無や免許の有無だけではなく、避難が必要になった時点でどこに滞在しているかなどの条件によって異なる。仮に、被災者の 3 割がバスで避難した福島原発事故を参考にすれば、本件原発周辺においてバスにより避難する住民の数は、大飯原発につき約 4 万人、高浜原発につき約 5 万 4 0 0 0 人ということになる（本件各原発 30 キロメートル圏内人口×30%）。

上記(ア)にて論じたことを前提とすると、1 台のバスに乗れる人数はせいぜい 15 名から 20 名であり、対象住民を一気に避難させようとする、2000 台以上のバスが必要ということになるため、その台数不足は明らかである。

上記推論は、決して、債権者にとって都合の良いデータを取り出して行った当て推量ではない。現に、島根原発、川内原発においても、避難時におけるバスの大幅な不足が予想されているものであって（甲 286，甲 287）、本件原発においても同様のことが予想されるのである。

しかも、実際にバスが必要となったときに、バスが都合よく集合場所に待機しているはずがないため、八方手を尽くしてバスを呼び集めることとなるが、現に運行中のバスを強引に集めるわけにも行かず、また、運転手が被ばくを畏れて被災地中心

部に向かうことを拒否することも予想されるため、登録されているバス全部を招集することなど到底不可能である。

ウ バス不足に起因する問題点

以上述べたようなバス不足により、自家用車で避難することができない住民の避難は、バスによるピストン輸送に頼らざるをえない。この「ピストン輸送」は、福島原発事故の際にも実際に行われたものであるが、集合場所（福井県広域避難計画という「市町が定める場所」）に待機する住民の被ばく時間が長くなるという結果をもたらす。

また、ピストン輸送のため、避難道路の片側を必ず開けておくことが求められるため、避難道路の渋滞を引き起こす原因ともなるのである。

エ まとめ

福井県広域避難計画、おおい町の「原子力災害時における住民避難計画」においては、単に「バスによる避難を行う。」旨の記載がなされているだけであるが、実際には住民の避難に十分なバスを確保することはできず、その他の公共交通機関による避難手段もあてにはできない。

結局のところ、自家用車による避難が主な避難手段となり、自家用車による避難をすることができない住民は、その避難に困難を来たし、長時間に渡り放射線を浴び続ける結果となる蓋然性が高いと言わざるをえない。

(3) 自家用車による避難の困難性

ア 福井県広域避難計画における避難先の不合理性

平成26年3月に策定された福井県広域避難計画（甲283）によると、本件原発30キロメートル以内に所在する福井県内各市町の避難先は次のとおりとなっている。

- ① 若狭町：県内避難先は越前町，県外避難先は兵庫県
- ② 小浜市：県内避難先は越前市・鯖江市，県外避難先は兵庫県
- ③ おおい町：県内避難先は敦賀市，県外避難先は兵庫県
- ④ 高浜町：県内避難先は敦賀市，県外避難先は兵庫県

しかし，上記4市町から福井県内の各避難先（越前町，越前市，鯖江市，敦賀市）に避難するには，美浜原発，敦賀原発，もんじゅなどの原発ないし原子力施設が所在している地域を通行しなくてはならない（下記図1参照）。これら原発等は，現在運転を停止しているが，使用中ないし使用済み核燃料をプールしている以上，大地震発生時においてこれら原発から放射線が拡散されている危険性は否定できず，避難住民がそれら原発に近づくことを忌避して，県外避難先に殺到することが予想されるものである。

図1（地図内の赤線菱形は原発所在地を示す。）



イ 福井県広域避難計画における避難ルートの脆弱性

同じく，福井県広域避難計画（甲283）によると，本件原発

30キロメートル以内に所在する福井県内各市町の主な避難ルートは次のとおりとなっている。

① 若狭町

越前町への避難ルートは、国道27号線から北陸自動車道もしくは国道8号線を経て越前町へ

兵庫県への避難ルートは、小浜インターチェンジから舞鶴若狭自動車道を経て各避難先へ

② 小浜市

越前市・鯖江市への避難ルートは、国道27号線から北陸自動車道もしくは国道8号線を経て越前市・鯖江市へ

兵庫県への避難ルートは、小浜インターチェンジから舞鶴若狭自動車道を経て各避難先へ

③ おおい町

敦賀市への避難ルートは、国道27号線を経て敦賀市へ

兵庫県への避難ルートは、小浜インターチェンジから舞鶴若狭自動車道を経て各避難先へ

④ 高浜町

敦賀市への避難ルートは、国道27号線を経て敦賀市へ

兵庫県への避難ルートは、舞鶴東インターチェンジもしくは大飯高浜インターチェンジから舞鶴若狭自動車道を経て各避難先へ

なお、平成26年7月20日に舞鶴若狭自動車道が全線開通しているため、県内避難先への移動は、国道27号線に加えて舞鶴若狭自動車道も加わったことになる。しかし、国道27号線は主に山間部を通る大部分が片側1車線の狭路であり、舞鶴若狭自動車道も、福知山インターチェンジから敦賀ジャンクションの間は対面交通となっている。また、舞鶴若狭自動車道については、避

難路と位置付けられているが、緊急時において通行料金をどうするかは不明である他、インターチェンジ入口における流入時の渋滞発生が予想される。

もっとも、上記アにおいて述べたとおり、大地震などの災害時においては、上記4市町の住民は、原発に近づくこととなる福井県内の避難先に移動するとは考えづらい。また、上記ルートによると、若狭町、小浜市、おおい町の住民は、県外避難先へ移動に際し、県の指定ルートどおり舞鶴若狭自動車道を通るとすると、高浜原発に近づくこととなるため、山間部を走る狭路の滋賀県に向けて山越えの国道162号線、同303号線を利用する住民が多発することが予想される。

ウ 渋滞の発生が不可避であること

福井県内の自動車登録台数は、平成26年12月末現在において、常用者、貨物車、乗合車の合計で63万0954台に及ぶ（甲288）。言うまでもなく、福井県は自動車社会であり、成人が1人に1台自動車を所有していると言っても過言ではない。

上記福井県内の自動車登録台数から、本件原発30キロメートル圏内のうち、福井県内の4市町における自動車登録台数を推計すると、5万台程度になると思われる⁵。仮に、条件によっては必ずしもその全部が一斉に移動するものではなく（例えば、家族4人で2台所持している家庭においては、夜間家族全員が揃っている際には、1台を放棄し、1台で4人全員が避難することが考えられる。もっとも、白昼に避難を開始した場合には、家族がバラバラで避難することが予想される。）、うち、6割が

⁵ 大飯原発30キロメートル圏内人口のうち福井県内の6万4364人÷福井県人口78万9633人×県内自動車登録台数63万0954台≒5万1429台（甲289）

避難に使用されたとしても、3万台程度の自動車は避難道路に殺到することになる。

自動車1台あたりの道路占有面積を6メートル（これは、普通乗用車の車長が4メートルを超えるものであることに鑑みると、かなり控えめな数字である。）と換算し、単純計算しても、その総合計は180キロメートルに達するのである。これら大量の自動車が、イにおいて述べたような脆弱な避難路に一斉に殺到するのであるから、渋滞の発生が不可避であるといえる。

さらに、実際の緊急時には、積雪、道路の破壊・寸断、信号機の故障による幹線道路への流入阻害、事故収束用緊急車両通行のための交通規制、緊急時における群集心理などの不安定要素が多々存在しており、これらを前提とすると、渋滞の発生程度、解消に要する時間は相当程度要するものと判断されるのである。

実際、福井県広域避難計画（甲283）は、自家用車避難を行う場合の留意事項として、「県および関係市町は、避難途上の渋滞抑制や避難先における交通混乱をできるだけ避けるために、乗り合わせ等による自家用車の抑制を図るよう努める。」と定めている。かかる記載は、本件原発において事故が発生した場合において、避難に伴う渋滞が発生することを福井県自体が予想していることの証左といえる。

エ 段階的避難など不可能であること

避難する必要性のない場所の住民が避難指示に過剰に反応した結果、避難用の道路に渋滞が発生して、かえって避難すべき住民の避難が遅れるという問題が発生するという、シャドウエバキューエーションの問題があるが、これを避けるための方策として、段階的避難、すなわち、原発に近いところの住民ほど放

射線を浴びる危険性が高いから、優先的に逃げるという考え方がある。この考え方に基づき、まず原発から5キロメートル圏内の住民が避難し、続いて10キロメートル圏内の住民が避難するという具合に、段階的に避難を実施すれば、渋滞の発生はある程度は防げるであろう。

しかし、緊急事態が発令された際に、5キロメートル圏内の住民が一斉に避難するさまを見て、それ以遠の圏外の住民が「原発により近い住民を先に逃すためだから被ばくしても仕方がない。」などと冷静に自宅にとどまっているとは到底考えられない。

また、屋内退避と段階的退避を併用すれば円滑に避難できるとの保証もない。福島原発事故においては、避難指示の範囲が3キロ、10キロ、20キロと次々と拡大される結果となったが、これは、結果的には屋内退避を併用しつつ、ある程度の段階的な避難が実施された状態に近いものがある。それでも各地で激しい避難渋滞が発生したことを考えると、屋内退避と段階的退避を併用したとしても、渋滞が避けられるということにはならないのである。

オ まとめ

福井県広域避難計画においては、単に「自家用車による避難が可能な住民は、自家用車による避難を行う。」と記載した上で、県および関係市町は、避難途上の渋滞抑制や交通混乱をできるだけ避けるため、乗り合わせ等による自家用車の抑制を図るよう努める。」としているが、自家用車による避難には以上のような困難の発生が予想され、長大、長時間の避難渋滞の発生は不可避である。

(4) 本項のまとめ

以上のとおり、本件原発において事故が発生した場合には、避難に多大な困難が伴うことは明らかであり、避難が完了するまでの間、住民が長時間放射線にさらされることは不可避である。

4 避難弱者の避難に関する主張の補充

福島原発事故において、病人、老人、身体障害者等の避難弱者に多数の犠牲者が生じるという過酷な状況が発生した。その要因としては次のものが挙げられる。

- ① 看護師などの医療スタッフが避難してしまい、医療関係者が不足したこと
- ② 避難区域が広範囲に及び、周辺住民も避難手段を必要としたため、交通インフラが逼迫し、活用できる避難手段が限定されたこと
- ③ 避難区域が広範囲に及んだため、患者が長距離、長時間の避難を強いられたこと
- ④ 放射線による被害を避けるために、短期間で避難先を確保することが求められ、十分な医療設備のない場所に一時避難してしまった病院があったこと

その上で、本件原発の30キロメートル圏内の医療機関・福祉施設の状況や避難先・移動手段の確保における制度的な担保の欠如、原発周辺医療機関の原子力災害に対する備えの脆弱性を指摘し、本件原発において事故が発生した場合においても、福島原発事故と同様に、避難弱者に危険及び被害が発生する蓋然性が高い。

この点、福井県は前述のとおり「対策」を発表したが、上記蓋然性は何ら解消されていない。

(1) 医療機関における「原子力災害時避難計画」の策定の不備

福井県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策重点区域内の病院等の管理者は、県、関係市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入院患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての「避難計画」を作成するものとしている。そして、福井県は、平成26年5月に「医療機関における『原子力災害時避難計画』作成ガイドライン」（甲290。以下「同ガイドライン」という。）を提示し、各学校や病院などに、平成26年7月中に避難計画を策定するよう求め、遅くとも同年8月に対象となる県内の全施設で策定を終えたとされる（甲291）。

しかし、同ガイドラインの中身を見てみると、①連絡先一覧を作成し、備蓄品・非常持ち出し品リストを作成し、③避難先病院、避難手段、避難経路一覧を作成し、④原子力防災に関する行動チェックリストを作成する、といった程度のものであり、その内容は不十分なものと言わざるをえない。のみならず、各医療機関等が策定した避難計画は、制度的担保の裏付のないまま各施設が策定したに過ぎず、特に避難先への移動手段・移動経路については、「どこから」「なにを（バス、救急車等）」「誰が」「どうやって」確保するのかという肝心な点が詰められているとは言い難い。現に、同ガイドライン別表3には、避難手段として「入院患者については、県または市が確保した避難用のバスによる避難を行う。」などと最初から印字されている始末であり、先に述べたとおり、避難用のバスの確保に相当の困難が伴うことが予想される状況下にあっては、各施設が定めた避難計画などは絵に描いた餅にすぎない。結局のところ、大災害のもとで行政も様々な対応に追われる中、各施設の避難に計画どおりの十分な支援など期待できない

のである。

上記に加え、仮にバスが確保できたとしても、医療設備のないバスで重篤患者を移動させることによる危険、渋滞による長期移動に伴う患者の病状悪化、医療スタッフの先行避難等は避けられないものであること等を考え併せると、同ガイドラインによる核施設の避難計画策定によっても、避難弱者の避難に伴う困難は一切解消・軽減されていないものというべきである。

(2) 避難弱者の避難の困難による被害の深刻さ

債権者は、避難弱者の避難の困難における被害の深刻さについて立証するため、『避難弱者』（東洋経済新報社。甲292）を提出する。そこにおいては、福島原発事故において実際に発生した避難弱者の深刻な被害事例が示されているのみならず、本件原発にも妥当する問題点が如実に現れているため、本書面でも、以下のとおり一部を引用する。

ア 特別養護老人ホーム「東風荘」の事例（施設長：志賀）

「とにかく早くバスに乗れ！」

白い防護服の男が大声を上げた。東風荘には、足の曲がらない人や終末期ケアを受けている人など、座位を保つことさえ難しい人が多くいる。酸素ボンベがなければ呼吸が止まってしまう人もいる。こんな状態の人達をバスに乗せろと？重度者を移動させるには、医療機器が備わっている救急車やドクターヘリが使われるとあっていただけに、観光バスに乗せるということが、志賀をはじめ、職員には全く信じられなかった。乗降口の間口は狭く、乗車ステップも急で、座席は硬い。観光バスで高齢者を移動させろということ自体が、介護に関わってきた人間からすれば、むちゃくちゃな話なのだ。（以上、甲292の29

頁)

ビッグパレット（注：東風荘の避難先）内の衛生環境は日に日に悪化していった。避難所のところどころから咳き込む声が聞こえたり，ストレスから嘔吐する者が出たり，下痢で何度もトイレに駆け込んだりする者が目立ってきた。利用者の体力も日に日に衰えをみせ，病状の悪化や，環境の変化などのストレスによって，夜間に奇声をあげたり，徘徊したりする人が増えてきた。

・・・そんな中，17日の夕刻にまたもや不幸は訪れた。92歳の利用者の様態が急変し，郡山市の病院に搬送されたが，まもなく死亡してしまったのだ。被災後，3人目の死亡者だった。（以上，甲292の41～42頁）

イ 特別養護老人ホーム「オンフル双葉」の事例（施設長：吉野）

役場職員は，避難用に郡山観光の大型バス8台を手配し，午後1時に施設に到着することを約束した。昨夜同様，いつでも避難できるよう職員をはじめ，利用者や住民，入院患者に伝え，バスが迎えに来るのを玄関で待った。ストーブもない室内で身を寄せ合いながら数時間待ったが，時間になってもバス現れない。利用者も住民もいら立っていた。吉野や職員に対し「バスなんて来ないじゃないか。嘘つき。」と避難を待つ患者から野次が飛んだ。職員の表情にも陰りが見え始めた。西病院の医師や職員は「もうだめだ」とすでに諦め，患者の透析時間が迫っていることもあって病院に引き返すという。残ったのは約250人。非常食として備蓄していた150食はすでに食べ尽くしてしまい，ガスもなかったため米があっても炊くことができず，食事さえも提供することができない。（以上，甲292の78頁）

ウ 特別養護老人ホーム「いいたてホーム」の事例

福島第一原発の度重なる水素爆発から、職員は徐々にいいたてホームを去っていった。五感で感じるができない放射線が、実際にどれだけ身体に影響をあたえるのかわからず、漠然とした恐怖が職員の避難の追い風になっていた。

・・・放射線の影響を考慮して避難を決めた者の多くは、未婚の若い職員と幼い子供がいる職員だった。若い職員は、親に説得されて飯舘村を去るというものが多く、幼い子供がいる職員は、自分だけ福島に残ることは子供の世話を考えると難しかった。(甲292の125～127頁)

(3) 本項のまとめ

福井県嶺南地方の避難の困難性は深刻であるが、これは、避難弱者である病人・老人・身体障害者にとっては、より過酷な事態ないし被害の拡大を招くものである。

第3 避難に代わる被ばく防止措置もとられていないこと

このように、過酷事故が起こった場合、迅速に避難することは著しく困難である。とりわけ、病人・老人・身体障害者にとって、迅速かつ安全に避難することは、上記のとおりほぼ不可能である。

そうすると、現実には避難が困難であることに鑑み、避難に代わる被ばく防止措置として、例えば核攻撃に耐えうるシェルターを嶺南地方の要所要所に配備することが不可欠であるが、そのようなシェルターも特に設けられていない(公知の事実)。

第4 まとめ

以上、論じたとおり、本件原発が所在する福井県嶺南地方においては、周辺住民の避難は困難を極め、放射線に長期間さらされる住民が

多数発生する蓋然性が高い。すなわち、福井県嶺南地方の避難の困難性は、原発事故より発生する放射能拡散による住民の健康被害をさらに拡大させる要因である。

以上指摘した、多重防護の最後の砦である防災面に不備がある点につき、債務者はこれまでになんら具体的な反論をしていないし、また、反論することも不可能と思われる。

これら、防災面での不備が明らかである以上、本件原発の運転は認められるべきではない。

以上